

## 香川県条例第50号

香川県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉審議会条例（平成12年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p><u>(組織)</u> 第2条 <u>審議会は、委員22人以内で組織する。</u></p> <p>(委員の任期) 第3条 略</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>(雑則) 第8条 <u>社会福祉法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及びこの</u> <u>条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審</u> <u>議会に諮って定める。</u></p>	<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(委員の任期) 第2条 略</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(雑則) 第7条 <u>社会福祉法、社会福祉審議会令（昭和38年政令第248号）及びこの</u> <u>条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審</u> <u>議会に諮って定める。</u></p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。